

服薬情報等提供料2の主な算定要件

算定点数	<u>20点</u>
算定上限回数	<u>医師または歯科医師ごとに月1回まで</u> <u>※介護支援専門員もしくは医療機関への情報提供はそれぞれ別で</u> <u>算定可能</u>
患者の同意	<u>必要</u>
医療機関 の求め	<u>不要</u> <u>(薬剤師によって必要と認めた場合に実施可能)</u>
情報提供先	<u>イ 保険医療機関</u> <u>ロ リフィル処方箋の処方医</u> <u>ハ 介護支援専門員</u>
情報提供方法	<u>文書</u>

参照：別表第三 調剤報酬点数表／厚生労働省(ハ) 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合

薬剤師が患者に関する情報提供の必要性があると判断した場合、患者の同意を得た上でケアプランを作成している介護支援専門員に対して情報提供することでも算定が可能です。

ただし、介護支援専門員が関与している患者は、要介護または要支援認定を受けた患者であり、在宅医療を受けている方もいるでしょう。その場合、居宅療養管理指導を実施した同一月には服薬情報等提供料2を算定できないため注意が必要です。

なお、介護支援専門員へ情報提供した場合であって、処方箋を発行した医療機関の医師や歯科医師へ同様の情報提供をした場合には、服薬情報等提供料2を別に算定が可能です。

(イ)および(ハ)を算定する際には以下の内容を記載することとされています。

情報提供書への記載内容

ア 患者の服用薬及び服薬状況

イ 患者に対する服薬指導の要点

ウ 服薬期間中の患者の状態の変化等、自覚症状がある場合はその原因の可能性のある薬剤の推定

エ 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報

※処方箋の記入上の疑義照会等では算定できない。

同一月内に算定可能な薬学管理料

- ・ 服薬管理指導料
- ・ 重複投薬・相互作用等防止加算
- ・ 調剤管理加算医療情報取得加算
- ・ 麻薬管理指導加算
- ・ 特定薬剤管理指導加算 1・2※・3
- ・ 乳幼児服薬指導加算
- ・ 小児特定加算
- ・ 吸入薬指導加算※
- ・ 外来服薬支援料 1・2
- ・ 服用薬剤調整支援料 1・2※
- ・ 調剤後薬剤管理指導料 1※・2※
- ・ 経管投薬支援料

※の 5 項目の算定に係る医療機関への情報提供については、服薬情報等提供料を算定不可。

同時算定ができない項目

〈薬学管理料〉

- ・ かかりつけ薬剤師指導料
- ・ かかりつけ薬剤師包括管理料
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料
- ・ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- ・ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料
- ・ 在宅患者緊急時等共同指導料

〈調剤基本料〉

- ・ 特別調剤基本料 A※
- ・ 特別調剤基本料 B

※敷地内薬局から敷地内医療機関への情報提供の場合は不可。